

大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、大気の汚染に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、下記の表のとおり環境基準(昭和48年5月8日環境庁告示第25号、昭和53年7月11日環境庁告示第38号、平成13年4月20日環境省告示第30号)が定められています。

大気の汚染に係る環境基準

項目	基準値	長期的評価方法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	日平均値の年間98%値 ¹⁾ が、0.04ppmから0.006ppmまでのゾーン内又は、それ以下であること。
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間の日平均値の2%除外値 ²⁾ が、0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	年間の日平均値の2%除外値が、0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること。ただし、6時から20時の昼間時間帯について評価する。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	年間の日平均値の2%除外値が、10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

(注) 1. 日平均値の年間98%: 1年間の日平均値を低い方から順に数えて、全体の98%に相当する値。

2. 年間の日平均値の2%除外値: 1年間の日平均値を高い方から順に数えて、全体の2%までの値を除外した残りの日平均値の中で最も高い値。

3. 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、短期的な評価も行います。短期評価とは、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価をします。

4. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されません。